

## 議案第 1 号

常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否  
を問う住民投票条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による  
条例の制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定に基づき、別紙の  
とおり意見を付けて付議する。

平成 27 年 10 月 13 日提出

龍ヶ崎市長 中山 一生

常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う  
住民投票条例

（目的）

第 1 条 この条例は、常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支  
出について、賛成または反対の市民の意思を明らかにし、もって市政  
の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第 2 条 前条の目的を達成するため、常磐線佐貫駅名改称事業及びこれ  
に係る市費の支出に、賛成または反対の意思を表明する住民投票（以  
下「住民投票」という。）を行う。

（住民投票の執行）

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の  
規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執  
行に関する事務を龍ヶ崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」  
という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第 4 条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行  
の日から起算して 90 日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会  
に対し、当該投票日の 40 日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日  
の 7 日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する龍ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において本市の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

(投票の方法及び代理投票)

第7条 投票は1人1票とする。

- 2 投票人は、常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出について、賛成のときは○、反対のときは×の記号を投票用紙に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら○または×の記号を記載できない投票人は、法第48条の規定の例により代理投票を行うことが出来るものとする。

(投票所における投票及び期日前投票)

第8条 投票人は、投票日の当日自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

- 2 投票人は、投票資格者名簿またはその抄本の対照を経なければ、投票をすることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人自らが投票所へ行くことが出来ないときは、法第48条の規定の例により期日前投票を行うことができるものとする。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行なった者の意思が明白であれば、その投票を有

効とする。

(無効投票)

第10条 住民投票において次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○または×の記号以外の表記を記載したもの
- (3) ○または×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○または×の記号と判別し難いもの
- (5) ○または×の記号を両方記載したもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の例による。

(結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けた時は、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。